

苫小牧市勇払地域ゼロカーボンハウス促進補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素先行地域の勇払市街地エリア（以下「勇払地域」という。）において、省エネ・再エネ機器（以下「対象機器」という。）を購入し、設置する者に対し、補助金を交付することにより対象機器の普及促進を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。
- (2) 年度 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）。
- (4) 既存住宅 前項以外の住宅をいう。
- (5) 事業着手日 契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。
- (6) ZEH+設備 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、これら4つの設備をいう。
- (7) 中小企業 中小企業基本法第2条で定義された会社及び個人をいう。

(補助金の種類、補助金の算定)

第3条 補助金の種類、対象機器、補助金額は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。（千円未満の端数は切り捨て）

- 2 予算の残額が前項の規定により算出した額を下回る場合は、その時点での予算残額を補助金額とする。
- 3 申請のあった額の総額が予算額に達したときは、受付を終了する。この場合において、予算額を超えた日に複数の申請があったときは、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定するものとする。
- 4 補助金の算定は、値引後の税抜額とする。
- 5 補助対象経費は、国実施要領別表第1による。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅用にあつては、勇払地域に自ら居住する住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含む）又はその敷地内に対象機器を購入し、設置する者又は勇払地域に自ら居住するZEH+を新築若しくは購入し、所有する者とし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている勇払地域の市民及び勇払地域に居住予定である者。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) ZEH+を新築若しくは購入し、又は対象機器を設置する場合、新築、購入又は設置を市内に事務所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。
- (4) 苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
- (5) これまで自らを含め同一世帯内に別表1に掲げる対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいない

こと。

- 2 補助対象者は、事業者用にあつては、脱炭素先行地域の全対象エリアの民生部門（業務その他部門）に該当する事業所等に対象機器を購入し、設置する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 中小企業であること。
 - (2) 官公庁から 25%を超える出資を受けている企業・団体に該当しないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 新築住宅、既存住宅を問わず、購入又は設置工事を市内に事務所を有する法人又は個人事業者等に依頼していること。
 - (5) 苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成 27 年条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
 - (6) これまで同一事務所等に別表 1 に掲げる対象設備において、同一設備の補助を利用していないこと。
 - (7) その他補助対象の事業所等として適さないと認められる事項がないこと。

（補助金交付申請）

第 5 条 申請者は、原則として事業着手予定日の 14 日前までに苫小牧市勇払地域ゼロカーボンハウス促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に、補助対象者の区分に応じて、次の各項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はその限りでない。

- 2 住宅用については、次に掲げるすべてを添付するものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第 2 号)
 - (2) 住民票の原本又は写し（発行後 3 ヶ月以内） ※既存住宅での対象機器取り付けのみ
 - (3) 市税の完納証明書の原本又は写し（発行後 3 ヶ月以内） ※市外からの転入者は不要
 - (4) 前号の書類が発行されない場合は、 税情報確認承諾書(様式第 3 号)
 - (5) 対象機器の購入に係る見積書の写し
 - (6) 対象機器の仕様がわかる書類
 - (7) 着工届(様式第 4 号)
 - (8) 対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は 設置承諾書(様式第 5 号)
 - (9) 誓約書(様式第 6 号) ※太陽光発電設備、エコキュートで申請する場合のみ
 - (10) 申請に係る住宅の位置図
 - (11) 別表 1 に定める書類
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 事業者用については、次に掲げるすべてを添付するものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第 2 号)
 - (2) 法人の登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内）
 - (3) 市税の完納証明書の原本又は写し（発行後 3 ヶ月以内）
 - (4) 前号の書類が発行されない場合は、 税情報確認承諾書(様式第 3 号)
 - (5) 対象機器の購入に係る見積書の写し（原則として 3 社以上）
 - (6) 対象機器の仕様がわかる書類
 - (7) 着工届(様式第 4 号)
 - (8) 対象機器を設置する事業所等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は 設置承諾書(様式第

5号)

- (9) 誓約書(様式第6号) ※太陽光発電設備、エコキュートで申請する場合のみ
- (10) 申請に係る事業所等の位置図
- (11) 別表1に定める書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 申請者は、補助金の交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、市からの補助金交付決定前に事業の事前着手をすることができる。ただし、補助金の交付申請日以降の事業着手に限るものとする。なお、補助対象者は、国から市への交付金の内示日前に事業着手してはならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の内容を審査し、適正でないと判断した場合は補助不交付通知書(様式第8号)により、申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条第1項の規定による補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは取下げをしようとするときは、変更交付申請書(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、決定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(事業の実績報告、交付額の確定)

第8条 補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、別表2に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はその限りでない。

- (1) 対象機器の設置に係る工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了報告書(様式第12号)
- (3) 対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- (4) 製品証明書(様式第13号)
- (5) 住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
- (6) 別表1に定める書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項で規定する書類の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し交付額確定通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第9条 前条第2項に規定する交付額通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに確定した額を交付決定者に対し交付するものとする。

(手続代行)

第 10 条 対象機器を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第 5 条及び第 8 条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 市長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずることができる。

- (1) 第 5 条及び第 8 条に掲げる書類の内容に虚偽が明らかになったとき。
- (2) 不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 暴力団員であることが判明したとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反していると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずる場合において、既に補助金が交付されている場合は、補助金等返還命令書（様式第 16 号）により、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

3 交付決定者は、補助金等の返還を命じられたときは、苫小牧市補助金等交付規則に基づき返還しなければならない。

4 太陽光発電設備の補助金の交付を受けた者は、発電した電力量のうち、発電を開始した月の翌月から 12 カ月で平均自家消費率が住宅用は 30%未満、事業者用は 50%未満である場合は、交付した補助金を返還しなければならない。

5 エコキュートの補助金の交付を受けた者は、当該設備における消費電力を令和 10 年度までに再エネ発電設備と接続又は再エネ電力メニューから調達しない場合は、交付した補助金を返還しなければならない。

(報告)

第 12 条 ZEH+、太陽光発電設備補助の交付を受けた者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）について、発電を開始した月の翌月から 12 カ月分を、市長に太陽光発電自家消費率報告書（様式第 17 号）で提出しなければならない。

第 13 条 エコキュートの補助の交付を受けた者は、再エネ電力設備との接続又は再エネ電力メニューに変更について、令和 10 年度までに市長へ再エネ電力等報告書（様式第 18 号）で提出しなければならない。

(調査等)

第 14 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、交付決定者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付を受けた者に対し、必要に応じて対象機器の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第 15 条 交付決定者は、補助対象機器を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数 (別表 3) に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供してはならない。(以下「処分」という。)

- 2 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書 (様式第 19 号) を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定者による財産の処分について承認するときは、当該財産の取得に要した補助金について、規定により返納させるものとする。ただし、市長が認める場合はその限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 27 日から施行する。

別表1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係)

対象機器	ZEH+ 新築住宅のみ(新築の定義は第2条を参照) 住宅用のみ対象
提出書類	<p>○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BELS 評価書 ・工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの) ・高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類 ・単線結線図 <p>○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力契約内容がわかる書類(余剰配線による売電であることがわかる書類) ・家全体の写真、ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)、太陽光発電設備の写真(全体写真、品番等がわかる写真それぞれ1部ずつ)
事業着手日の考え方	<p>事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とならない。</p> <p>契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工事開始日が明確になっているのであれば、一番早い設備の着工日を事業着手日とすることができる。</p>
補助額の算定	<p>ZEH+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円/戸以内 <p>ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に要した費用の合計額)</p> <p>※ZEH+の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート、おひさまエコキュート)、ガス潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、石油潜熱回収型給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)、太陽熱利用システム、燃料電池(エネファーム)に限る。</p> <p>※導入する換気システムは、24時間換気に係るものであること。</p>
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅)の購入予定者となる個人とする。 ② 申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEH+の基準を満たすこと。 ③ ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> (a)住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分2の強化外皮基準(UA値0.4以下)を満たすこと。 (b)太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること)。 (c)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。(※1※2) ④ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH+』であることを示す証書を取得すること。 ⑤ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。※1

	<p>⑥ 住宅の外皮性能は、断熱性能等級 6 以上であること。</p> <p>⑦ 次の(a)、(b)のうち 1 つ以上を選択し導入すること</p> <p>(a) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。</p> <p>(b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p> <p>※ 1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。</p> <p>※ 2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。</p> <p>⑧ その他、国実施要領別紙 1 の 2 ウ（コ）に定める交付要件を満たすこと。</p>
対象機器	太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む) 住宅用及び事業者用が対象
提出書類	<p>○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合) ・太陽光モジュールの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合) <p>○第 8 条(6)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余剰電力を売電する場合は、非 FIT で売電することがわかる書類 ・委任状(様式第 20 号)の原本。※非 FIT 確認書類がない場合のみ提出が必須。 ・太陽光の全体写真（パネルの全数が確認できること）、パワーコンディショナー(以下、パワコン)の品番がわかる写真
補助額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の価格の 2/3（※工事費込み） ・国の補助事業との併用はできない ・補助事業に要する経費が上記の算定した額を下回るときは、当該経費をもって補助金額とする。
補助要件	<p>① 新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</p> <p>② 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>③ 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT) 及び Feed-in Premium 制度(FIP)の認定を取得しないこと。</p> <p>④ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>⑤ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁) 及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けたものに対するものを除く。）。</p> <p>⑥ 本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、住宅用は 30%以上、事業者</p>

	<p>用は 50%以上を自家消費できること。また、発電を開始した翌月から 1 年分の自家消費率を太陽光自家消費率報告書（様式第 17 号）で報告できること。</p> <p>⑦ ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『(太陽光発電設備の補助対象経費) × 2/3 ÷ (パワーコンディショナーの最大定格出力)』が 10kW 未満：27.75 万円/kW、10kW 以上 50kW 未満：18.97 万円/kW を下回るものであること。 ・カーポートにかかる事業費が太陽光発電設備の事業費を上回らないこと。 ・カーポートは太陽光発電設備の設置のための土台であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合、補助対象外とする。 <p>⑧ 事業者用にあつては、原則として 3 社以上から見積書を徴取し、交付申請書に添付すること。</p> <p>⑨ その他、国実施要領別紙 1 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</p>
対象機器	<p>定置用リチウムイオン蓄電池</p> <p>住宅用及び事業者用が対象</p>
提出書類	<p>○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単線結線図（申請時に提出が困難な場合は実績報告時に提出） <p>○第 8 条(6)に定める書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置後の写真（蓄電池本体、パワーコンディショナー、各銘板）
補助額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の価格の 2/3（※工事費込み） ・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。 ・国の補助事業との併用はできない
補助要件	<p>① 新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</p> <p>② 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>④ 定置用リチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>【業務用蓄電池（20kWh 超）：⑤を満たすこと】</p> <p>⑤ 苫小牧市の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（20kWh 以下）：⑥～⑩の全てを満たすこと】</p> <p>⑥ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>⑦ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>⑧ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の</p>

	<p>猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>⑨ 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>⑩ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>⑪ 再エネ一体型屋外照明用蓄電池は JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。</p> <p>⑫ 事業者用にあつては、原則として 3 社以上から見積書を徴取し、交付申請書に添付すること。</p> <p>⑬ その他、国実施要領別紙 1 の 2 イ（エ）に定める交付要件を満たすこと。</p>
対象機器	HEMS 住宅用のみ対象
提出書類	○第 8 条(6)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（HEMS 本体）
補助額の算定	・設置に要した費用の 2/3 ・国の補助事業との併用はできない。
補助要件	<p>① 新築住宅において、新築工事契約と HEMS が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</p> <p>② 次の(a)、又は(b)のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(b) 又は システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p>
対象機器	エコキュート 住宅用のみ対象
提出書類	○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。 ・更新前の給湯効率が見える書類(電気温水器以外の場合) ・更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真) ○第 8 条(6)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（エコキュート本体（全体と銘板）、リモコン、室外機）
補助額の算定	・設置に要した費用の 2/3 ・給湯設備の経費は ZEH+の経費となるため、ZEH+を申請する場合、エコキュートの申請はできない。 ・更新前の給湯器に係る処分費用、北電申請費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除

	<p>く)については、補助事業経費に含めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費については、国実施要領別表第1による。 ・国の補助事業との併用はできない。
補助要件	<p>① 新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。</p> <p>② 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>③ 更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は1.0とする)。 ※ 新築住宅で申請の場合は電気温水器からの買い替えとして取り扱う。</p> <p>④ 再エネ電力設備との接続又は再エネ電力メニューに変更について、令和10年度までに再エネ電力等報告書(様式第18号)で報告できること。</p> <p>⑤ 従来の給湯機器等に対して省CO2効果(CO2削減効果)が得られるもの。</p>

別表2 (第8条関係)

対象機器	「実績報告書兼請求書」提出期限
ZEH+	工事完了後1カ月以内、または2月12日のいずれか早い日(必着)
太陽光発電設備	
定置用リチウムイオン蓄電池	
HEMS	
エコキュート(給湯器)	

別表3 (第14条関係)

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
定置用リチウムイオン蓄電池	6年
HEMS	5年
エコキュート(給湯器)	6年